

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	職員の給与に関する条例		
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 52 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	職員の給与は、人事委員会の給与勧告を踏まえ、職務と責任に応ずるもの、民間企業の賃金や他の公務員との均衡を図るものとしており、県民の理解が得られる適正なものである。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	職員の給与は、職務の種類に応じた 11 の給料表と、給料を補完するものとして地方自治法第 204 条第 2 項に規定する 19 の手当（特殊勤務手当の種類等別途条例を設け規定）で構成しており、簡素で効率的である。 また、期末手当、勤勉手当など一部を除き、毎月定期的に支給しており効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めたものである。 また、職員給与の適正な管理に取り組んでいるところであり、「行政システム改革基本方針」の考え方方に適合している。	
適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。		
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	今後も、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、人事委員会の給与勧告を踏まえて適宜見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無